

第364回徳島海区漁業調整委員会 議事録

- 1 日 時 令和6年1月30日（火）16:20～17:10
- 2 場 所 海区漁業調整委員会室
- 3 出席委員 岡本 彰、福島 茂、阿利茂昭、島崎勝弘、
豊崎辰輝、三原敏夫、柏木正弘、平尾義徳、
團 昭紀、中西 敬、今治清孝、福井典代、
中村秀美
- 4 欠席委員 濱 竹美、三木真之
- 5 事務局 和泉事務局長、加藤課長補佐、佐竹主事
- 6 県出席者 妹尾主任、吉田主任主事
- 7 議 題
 - (1) くろまぐろに関する令和5管理年度における知事管理漁獲
可能量の変更について
 - (2) 知事許可漁業の許可方針の改正について
 - (3) 知事許可漁業の申請期間について
 - (4) 種苗用ぶり稚魚の特別採捕許可に関する処理方針について
 - (5) 令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会西日本ブロック
会議の概要について
 - (6) その他

8 議事

局長： 10分ほど時間早いんですけど、全員揃っておられますのでこれより、第364回徳島海区漁業調整委員会を開会いたします。

本日の会議には、15名中13名の委員の出席を賜っております。本日の委員会が成立していることをご報告申し上げます。それでは会長よろしくお願いいたします。

会長： 皆さんあけましておめでとうございます。今年も一年よろしくお願いいたします。本日は皆さんお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。本日もよろしくお願いします。

それでは、ただ今から第364回徳島海区漁業調整委員会を開会いたします。

本日の会議の議事録署名は、平尾委員さんと團委員さんをお願いしたいと存じます。よろしくお願いします。

それでは議事に入ります。

議題1は、「くろまぐろに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について」でございます。

それでは、県より説明をお願いします。

漁業管理調整課： 資料1により説明

会長： ありがとうございます。説明は以上のとおりですが、本件についてご意見、ご質問等がございましたらお願いします。何かございませんか。

会長： 無いようでございますので、本件につきましては諮問案どおり異議のない旨答申することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： ご異議なしでございますので、本件につきましては諮問案のとおり答申することといたします。

それでは次の議題に移りたいと思います。

議題２「知事許可漁業の許可方針の改正について」、それから議題３「知事許可漁業の申請期間について」でございます。県から説明をお願いします。

漁業管理調整課： 資料２、３により説明

会長： ありがとうございます。説明は以上のとおりですが、本件についてご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

委員： この廃業の理由って何なんですか。

漁業管理調整課： 廃業の理由は、許可しておっても操業していなくて許可が不要ということです。前回の許可期間中も許可を受けたものの実際の操業はほとんどしていなかったため、今後も操業する見込みがなく廃業と伺っております。

会長： ほかに何かございませんか。

会長： 無いようでございますので、本件につきましては諮問案どおり異議のない旨答申することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： ご異議なしでございますので本件につきましては、諮問案どおりで異議のない旨答申することといたします。

それでは次の議題に移りたいと思います。

議題４は「種苗用ぶり稚魚の特別採捕許可に関する処理方針について」でございます。県から説明をお願いします。

漁業管理調整課： 資料4により説明

会長： 説明は以上のとおりですが、本件についてご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

委員： 従事者っていう文言が消えるんやね

漁業管理調整課： はい

委員： 今まで採捕者はいいんやけど、採捕者以外は組合員でなくともいけるってことになるわな。それは構わんの？

漁業管理調整課： はい。これまでも住所さえあれば組合員でなくともいけました。ただ組合員でなくとも住所の要件は満たしていないといけませんでした。従事者は採捕者の親族の方なのですが、人間関係ができていなかで操業した方が効率的だということでそのようになっていたんですが、昨年ですね4漁協の組合員に許可しておったんですけどもそのうち2漁協から厳しいかもしれないとの相談がありまして、(方針を)変えてほしいとの要望がありました。他の漁協に聞いたところ、今は大丈夫だけど将来的には同じようになる恐れがあるというご意見をいただきましたので今回改正についてご相談させていただいているところです。

委員： これは今は当然のことだと思う。

委員： 教えてほしいんですけど、この採捕期間って知事が定める期間って書いてあるんですけど、大体何月から何月って決まっているんですか。

漁業管理調整課： 大体が3月から5月くらいまでで令和4年までやっておりました。令和4年に県が自由に決められるようになってからは4月1日から6月いっぱいまでとなっております。

す。

委員： そのうちの一週間？

漁業管理調整課： いえ。今は先ほど申し上げた期間内であればいつでもよいとなっています。ただ、採捕上限量を定めておりますので上限に達したら止めていただくということになっております。

委員： はい、わかりました。

委員： 条文の4条の表題にある従事者も消した方が将来的に誤解を招かなくていいのではないですか。

漁業管理調整課： ありがとうございます。修正します。

会長： 他に何かございませんか。

無いようでございますので、本件につきましては諮問案どおり異議のない旨答申することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： ご異議なしでございますので、本件につきましては諮問案どおりで異議のない旨答申することといたします。

それでは次の議題に移りたいと思います。

会長： 議題5「令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会西日本ブロック会議の概要について」でございます。事務局から説明をお願いします。

事務局： 資料5により説明

会長： 説明は以上のとおりですが、本件についてご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

委員： 海区調整委員会の財政基盤の確保っていうのは具体的にはどういうことですか。

事務局： 海区漁業調整委員会は漁業法及び地方自治法に設置の根拠がございます。漁業調整に関する幅広い内容を担っていただくなど、委員会の役割は非常に大きなものとなっていますので、今後もこの海区委員会の制度を堅持してほしいということが一つと、海区委員会の運営にあたって国から交付金が出ていますので、予算を確保して財政的な支援についても全国の海区委員会として要望しているものです。

委員： もう一つ、研修会を設けるとありますが、いろんな研修制度があるんですか。

事務局： 事務局職員の研修会というのは毎年開催されています。

委員： あと皆さんにお聞きしたいのですが、密漁物の流通ってありますが、産地市場に入ってきたりするんですか。仲買さんがわかってて買ってしまいうってことなんですか。

漁業管理調整課： 昨年度の12月から水産流通適正化制度が始まり、アワビとナマコについては漁業者に番号を割り振って、獲ったところからその番号が引き継がれていくトレーサビリティをして、密漁物が流通しないような制度をやっています。これは国が主導でやっけていまして令和7年にはしらすうなぎにもこの制度が適用される予定です。密漁品が流通しているかという話なんですけれども、12月に県南の飲食店など、取扱いのありそうなところにアンケート調査を行ったんですけれども、昔はおったけど最近まったくいなくなったと伺っています。

会長： 他に何かございませんか。

無いようでございますので、本件につきましてはこれで置きたいと思います。

会長： 最後に、議題6 「その他」でございます。

会長： 特に議題は無いようですが、その他何かございませんでしょうか。

会長： それでは、特に無いようですので以上をもちまして、第364回徳島海区漁業調整委員会を終了いたします。長時間ご審議お疲れさまでした。

以 上